

入札参加者各位

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

日頃より、本市契約事務にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。
令和6年6月14日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により建設業法が改正され、その一部の改正規定について、令和6年12月13日から施行されました。

つきましては、標記の内容に関して、令和7年4月1日以降、次のとおり取扱うものといたしますので、よろしくお願いいたします。

建設業者は、受注する建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされております。

つきましては、落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、採用決定)から契約締結までの間に、契約課に対して、通知書(別紙1)を提出するようお願いいたします。伴って、当該事象の状況の把握のため、必要な情報も併せてご提出頂きますようお願いいたします。

また、本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から工事担当課に対して申し出ていただき、本件工事の請負契約約款等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき、協議を行ってください。

※本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることは可能です。

担当・問合せ先
府中市役所 総務管理部契約課 工事契約係
府中市役所 おもや3階
電話 042-335-4093